

独立行政法人種苗管理センターの役職員の報酬・給与等について

役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

平成20年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

中期目標に定められた業務について、中期計画に沿った年度計画が順調に達成され、独立行政法人評価委員会による平成19年度の総合評価がA評価であったこと等を踏まえ、役員報酬の増減は行わなかった。

役員報酬基準の改定内容

理事長

地域手当の支給割合を平成20年4月1日から6% 8%とした。

理事

同上

監事(非常勤)

基準の改定は行わなかった。

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成20年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)		就任	退任	
理事長	千円 16,467	千円 10,572	千円 4,563	千円 845 (地域手当) 487 (通勤手当)			*
理事A	千円 13,490	千円 8,892	千円 3,838	千円 711 (地域手当) 49 (通勤手当)			
理事B	千円 11,451	千円 7,272	千円 3,138	千円 582 (地域手当) 459 (通勤手当)	4月1日		
監事A (非常勤)	千円 712	千円 712	千円	千円 ()			
監事B (非常勤)	千円 712	千円 712	千円	千円 ()			

注1:「地域手当」とは、民間における賃金、物価及び生計費が特に高い地域に在勤する役員に支給されているものである。

注2:本表の「前職」欄の「*」は退職公務員、「」は役員出向者、「」は独立行政法人等の退職者、「*」は退職公務員でその後独立行政法人等の退職者を示す。該当が無い場合は空欄である。

3 役員の退職手当の支給状況(平成20年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
理事長	千円	年 月			該当者なし	
理事	千円	年 月			該当者なし	

注1:当法人では、非常勤監事の退職手当支給規程がないため表を省略した。

注2:本表の「前職」欄の「*」は退職公務員、「」は役員出向者、「」は独立行政法人等の退職者、「*」は退職公務員でその後独立行政法人等の退職者を示す。該当が無い場合は空欄である。

職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

人件費管理の基本方針

中期計画における職員の人事に関する計画に基づき、人員の適正な配置及び合理化を行い、中期計画の人件費の見積りの範囲内で人件費の管理を行っている。

職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

独立行政法人通則法第63条第3項に基づき、一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける国家公務員の給与、民間企業の従業員の給与、業務の実績及び中期計画の人件費の見積り、その他の事情を考慮し決定を行っている。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

職員の勤務成績等に応じて、昇給号俸数や勤勉手当の成績率の決定を行っている。

〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
賞与・勤勉手当 (査定分)	職員の勤務成績に応じ、6月期及び12月期150/100(特定幹部職員にあっては、6月期及び12月期190/100)を超えない範囲内において成績率を決定し、俸給等の月額にこれに乗ずること等により勤勉手当を支給する。
俸給	勤務成績等に応じて5段階(0～8号俸)の昇給を行うこととしている(標準号俸数は4号俸(7級以上の一般職員にあっては3号俸))。 また、職員の勤務評定の結果上位の段階に決定され、かつ、執務に関連して見られた職員の性格、能力および適性が優秀である場合等には、年度計画人員の20%を超えない範囲内で、8号俸又は6号俸の昇給をさせることができる。

ウ 平成20年度における給与制度の主な改正点

- (1) 20年度の地域手当支給割合の改定(つくば市6.5% 8%)
- (2) 広域異動手当支給割合の改定(60km以上300km未満2% 3%、300km以上4% 6%)

2 職員給与の支給状況

職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成20年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
常勤職員	人 277	歳 43.6	千円 6,394	千円 4,698	千円 50	千円 1,696
事務・技術	人 229	歳 42.5	千円 6,541	千円 4,804	千円 49	千円 1,737
技術専門職員	人 46	歳 48.4	千円 5,675	千円 4,179	千円 53	千円 1,496
医療職種(診療所看護師)	人 2	歳	千円	千円	千円	千円

注1: 常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再雇用職員を除く。

注2: 「技術専門職員」とは、園場管理に関する専門的業務に従事する職種を示す。

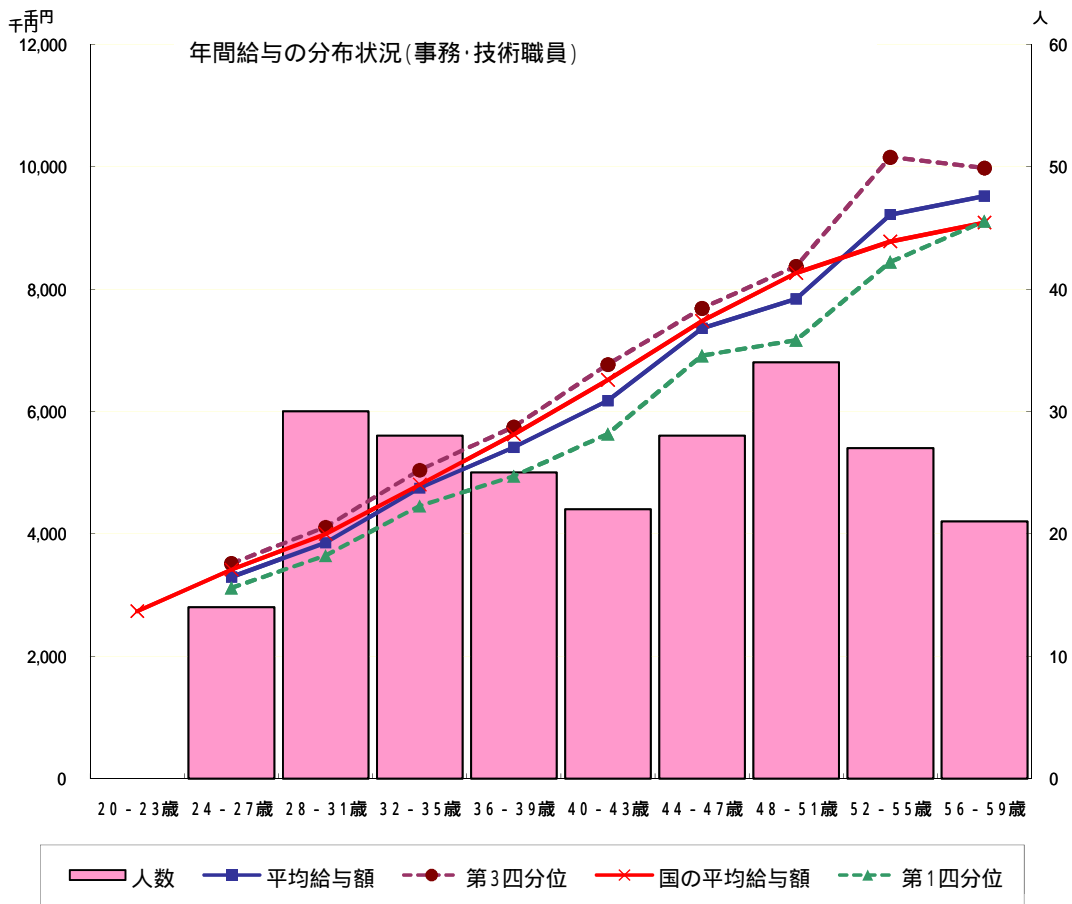
注3: 「医療職種(診療所看護師)」とは、診療所における医療事務に関する専門的な業務に従事する職種を示す。

注4: 「医療職種(診療所看護師)」は2名以下であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから「平均年齢」以下の事項については記載していない。

注5: 在外職員、任期付職員、再任用職員及び非常勤職員の区分については、該当者がいないため、表を省略した。

注6: 「医療職種(病院医師)」、「医療職種(病院看護師)」及び「教育職種(高等専門学校教員)」の各職種については、該当者がいないため、表を省略した。

年間給与の分布状況(事務・技術職員)(在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、
まで同じ。)



注: の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、まで同じ。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	千円		千円	第3分位
代表的職位	人	歳		千円	千円		千円
・本部課長	10	53.9	9,254	9,628	10,178		
・本部課長補佐	1	-	-	-	-		
・本部係長	22	39.7	5,365	5,970	6,397		
・本部係員	10	29.3	3,222	3,653	3,969		
・地方部長	7	55.9	10,898	11,121	11,573		
・地方課長	23	55.5	8,899	9,273	9,635		
・地方課長補佐	7	50.8	8,345	8,951	9,942		
・地方係長	76	42.7	5,306	6,247	7,169		
・地方主任	2	-	-	-	-		
・地方係員	46	31.0	3,513	3,931	4,366		
・種苗専門官(本所)	9	45.8	7,475	7,460	7,959		
・種苗専門官(地方機関)	16	48.8	7,317	7,816	8,369		

注: 本部課長補佐及び地方主任の該当者は2名以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「平均年齢」以下の事項については記載していない。

職級別在職状況等(平成21年4月1日現在)(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		係員(本部・地方)	係員(本部・地方)	係長(本部・地方相当職)、地方主任、種苗専門官(本所・地方)	課長補佐(本部・地方相当職)、係長(本部・地方相当職)、種苗専門官(本所・地方)	課長(地方相当職)、課長補佐(地方相当職)、種苗専門官(本所・地方)
人員 (割合)	229 人	13 人 (5.7%)	42 人 (18.3%)	61 人 (26.6%)	54 人 (23.6%)	18 人 (7.9%)
年齢(最高～最低)		30～24 歳	44～27 歳	50～30 歳	58～41 歳	53～47 歳
所定内給与年額 (最高～最低)		千円 2,807～2,159	千円 4,062～2,475	千円 5,066～2,965	千円 6,450～4,446	千円 6,925～5,082
年間給与額 (最高～最低)		千円 3,678～2,883	千円 5,599～3,335	千円 6,874～4,093	千円 8,674～6,305	千円 9,132～7,124

区分	6級	7級	8級	9級	10級
標準的な職位	部長(地方相当職)、課長(本部・地方相当職)、課長補佐(地方相当職)、種苗専門官(本所・地方)	部長(地方相当職)	部長(地方相当職)		
人員 (割合)	35 人 (15.3%)	5 人 (2.2%)	1 人 (0.4%)		
年齢(最高～最低)	59～44 歳	59～50 歳	-		
所定内給与年額 (最高～最低)	千円 8,505～5,535	千円 8,617～7,501	-		
年間給与額 (最高～最低)	千円 11,225～7,925	千円 11,674～10,362	-		

注: 8級の該当者は2名以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項については記載していない。

賞与(平成20年度)における査定部分の比率(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	% 63.5	% 66.6	% 65.2
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 36.5	% 33.4	% 34.8
	最高～最低	49.7～31.8	42.8～28.3	44.4～30.8
一般 職員	一律支給分(期末相当)	% 65.3	% 68.7	% 67.1
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 34.7	% 31.3	% 32.9
	最高～最低	41.4～28.6	38.9～28.3	36.7～29.9

職員と国家公務員及び他の独立行政法人との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員)

对国家公務員(行政職(一))

98.8

対他法人(事務・技術職員)

92.4

注:当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他法人」においては、すべての独立行政法人を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

事務・技術職員	
項目	内容
指数の状況	对国家公務員 98.8
	参考 地域勘案 104.3 学歴勘案 99.7 地域・学歴勘案 104.5
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 96.0% (国からの財政支出額 3,451百万円、支出予算の総額 3,594百万円: 平成20年度予算) 【検証結果】 当法人の給与は、国家公務員の職員給与を規定している「一般職の職員の給与に関する法律」に準拠して策定した職員給与規程に基づき支給しているため、国家公務員とほぼ同水準である。
講ずる措置	- 1 人件費管理の基本方針及び 職員給与決定の基本方針に則り、適正な給与水準を維持する。

注:累積欠損額(平成20年度決算)については、該当が無いため、表を省略した。

総人件費について

区 分	当年度 (平成20年度)	前年度 (平成19年度)	比較増 減		中期目標期間開始時(平成18年度)からの増 減	
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 2,055,418	千円 2,080,561	千円 25,143	(%) 1.2	千円 52,507	(%) 2.5
退職手当支給額 (B)	千円 103,594	千円 57,861	千円 45,733	(%) 79.0	千円 33,822	(%) 24.6
非常勤役員等給与 (C)	千円 95,316	千円 92,320	千円 2,996	(%) 3.2	千円 2,677	(%) 2.9
福利厚生費 (D)	千円 277,232	千円 273,064	千円 4,168	(%) 1.5	千円 10,366	(%) 3.6
最広義人件費 (A + B + C + D)	千円 2,531,560	千円 2,503,806	千円 27,754	(%) 1.1	千円 94,018	(%) 3.6

総人件費について参考となる事項

・「給与、報酬等支給総額」は、対前年度比 1.2%であった。

主な要因として、国家公務員の給与構造改革を踏まえた改定(地域手当の引き上げ)が行われる一方、人員削減が順調に実施されているからである。

・最広義人件費は、「退職手当支給額」等の増加により対前年度比1.1%増であった。

中期目標に示された人件費削減に関する事項

人件費(退職金及び福利厚生費並びに人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く)については、中期計画期間において、5%以上の削減を行うとともに、国家公務員の給与構造改革を踏まえて、役職員の給与について必要な見直しを進める。

中期計画において設定した削減目標、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直し方針

人件費(退職金及び福利厚生費並びに人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く)については、中期計画期間において、国家公務員に準じた5%以上の削減の取り組みを行うとともに、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを進める。

総人件費改革の取組状況

年 度	基準年度 (平成17 年度)	平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度
給与、報酬等支給総額 (千円)	2,111,090	2,107,925	2,080,561	2,055,418
人件費削減率 (%)	/	0.1	1.4	2.6
人件費削減率(補正值) (%)	/	0.1	2.1	3.3

注1:平成17年度において、前年度過払給与の返納精算を行った。本表記載の金額は、当該精算額を人件費として計上したため、財務諸表の附属明細書記載の金額とは相違する。

注2:平成17年度及び平成18年度の「給与、報酬等支給総額」については、非常勤監事の報酬額を含んで計上していたため、除算した金額に修正した。

注3:「人件費削減率(補正值)」とは、行政改革の重要方針(平成17年12月24日閣議決定)による人事院勧告を踏まえた官民の給与較差に基づく給与改定を除いた削減率である。

なお、平成18年、平成19年、平成20年の行政職(一)職員の年間平均給与の増減率はそれぞれ0%、0.7%、0%である。

法人が必要と認める事項

特になし